

# 関西労災職業病 9月号

(通巻第178号)

関西労働者安全センター 1989.9.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



## ◆目次◆

- 労基研労災保険法全面改悪阻止闘争…………… 2  
—労基研「慎重検討」の見解まとめる—
- 〈学習のページ〉こころの話④…………… 7
- がんばっています③……………10  
大阪地域合同労組山紀分会
- 前線から(ニュース)……………12
- 労災上積み補償を考える……………16
- 労災補償もしもし相談……………18

# 中間報告については「慎重な検討」が必要——労基研

労働省の「中間報告」路線を葬り去るまで更に運動を強化しよう

労災保険基本問題懇談会の要請を受けて「中間報告」

たといえよう。

の再検討を進めてきた労働基準法研究会（災害補償関係）は、この八月二八日に、多角的に慎重な検討を行うべきであるとする「見解」をまとめた。これを受けて基本懇の公益委員会議は、九月十八日に開かれた基本懇で、「中間報告」の項目だけでなく社会復帰等、労災補償制度全般にわたる「検討項目及び問題点・検討の視点」を提出した。この文書においても「中間報告」の提言に、これまで労働者側から続出した批判を踏まえた疑問を反映しており、事実上、労基研「中間報告」に基づく全面的な法改悪については当面の歯止めをかけることができ

しかし、なお労働省は「中間報告」路線は放棄していない。実際、法改悪をせざるも行政運用の範囲で、振動病被災者をはじめ長期療養被災者への打ち切り攻撃を一層強めるなど、「中間報告」の既成事実化さえ狙っている。言わば労働省は、「とりあえず戦術的に後退した」にすぎないと言えよう。ただ、「中間報告」路線を完全に葬り去り、改悪法案の国会上程を断念させることは、決して不可能ではなくなっている。労災補償制度充実のため、さらに運動を強化しよう。

多角的観点から  
慎重な検討が必要

必要

労基研

地域センターや労住医連の医師な

準法研究会（災害補償関係）の見解

どからのヒアリング（前号参照）を  
行った労基研がまとめた、八月二八

は、まず総論で次のように述べてい  
る。

日付けの「労災保険基本問題懇談会  
公益委員会議の要請に関する労働基

「中間報告は主として法律的地か  
ら検討を行ったものであることから、

医学、社会復帰施策等を含めたより多角的観点からの検討が必要であり、短時日のうちにすべての面にわたる最終報告を提出することは困難である」

その上で各項目について、①休業補償一年半打ち切り問題については、「特に長期療養中の被災者の生活や社会復帰の問題、症状の推移に関する医学上の問題を踏まえつつ、慎重な検討がなされる必要がある」とし、②労災専門医委員会の設置、③年金の年令スライド導入についても「慎重な検討が必要」であるとしている。さらに、④労基法第八章（災害補償）削除については、「法的意義を含めて別途検討すべき問題」としている。

【資料】 平成元年八月二六日  
労災保険基本問題懇談会公益委員会  
議の要請に関する労働基準法研究会  
（災害補償関係）の見解

一 労働基準法研究会（災害補償関

## 抜本改善とは

### ほど遠い

#### ハム益委員提提案

労災保険基本問題懇談会

労災保険審議会（公労使各六人、計十八人）の全員で構成されている労災保険基本問題懇談会は、昨年八月五日の「中間報告」発表以来、十回にわたって検討を進めてきたが、去る六月十六日の基本懇で公益委員が今後の検討の方向と視点をまとめることになり、一旦休会となった。ただちに公益委員会議が、「中間報告」の作成者である労基研に再度の検討を要請して出てきたのが「見解」であるが、さらに公益委員会議は独

自に被災労働者全国連からヒアリングを行うなどし、九月十八日の基本懇で「労災補償制度改善の検討項目及び問題点・検討の視点」を提出した。

その内容は、労基研「見解」と同様「中間報告」の慎重検討と、被災者の社会復帰の促進などに触れているが、新たな抜本的改善提案とは程遠いものとなっている。今後開かれる基本懇では、労使合意の得られるものから法改正の骨格をまとめると伝えられているが、「中間報告」の項目が全て慎重検討となり、さてどの内容の「改正」をやるのかは不明である。

係）は、昨年八月五日に、「労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容」を発表し、労災補償法制の今後のあり方に関する論点と検討の方向を提示するとともに、

「今後引き続き労使その他の関係者の意見を聴きつつ、できるだけ早い時期に研究内容を集約できるように研究を行うこととしている。」と述べたところでありますが、その後この

問題を検討していた労災保険基本問題懇談会の公益委員会議から、本年六月十六日に、その後の状況を踏まえた検討を行うようにとの要請を受けました。

そこで、当研究会は労災保険基本問題懇談会における議論や労使団体からのヒヤリングの結果を事務局を通じて聴取するとともに、直接、患者団体、労働組合、医師、弁護士等の方々から御意見・御要望等を伺う機会を設けるなど新たな検討を行いました。

この結果、当研究会としては、中間報告は主として法律的地域から検討を行ったものであることから、医学、社会復帰施策等を含めたより多角的観点からの検討が必要であり、短時日のうちにすべての面にわたる最終報告を提出することは困難であると考え、基本懇公益委員会議の要請との関係では次の点について見解をとりまとめるに至った次第です。

① 中間報告においては、休業補償は症状が安定すると考えられる療養開始一年六ヵ月までとし、それ以後はその傷病による障害の程度に応じて障害補償給付を行うとの考え方を提示しておりましたが、この点については、特に長期療養中の被災者の生活や社会復帰の問題、症状の推移に関する医学上の問題等を踏まえつつ、慎重な検討がなされる必要があると考えております。

② また、労災専門医委員会を設置し、法令上位置付けとの点については、専門医委員会の構成、その判断と主治医の判断との関係等について慎重な検討が必要と考えております。

③ さらに、年金に「年齢スライド」を導入するとの点については、年齢カーブの設定の可否、あり方について実証的な検討を更に行う必要があると考えております。年功賃金制にない労働者の問題をどのように考え

るかを含めて今後の検討を要する課題であります。また、高齢者の生活補償という観点からも慎重に検討する必要があります。

④ なお、労災保険の全面適用が実施された場合には労働基準法第八章は適用の余地がなくなるとの点については、まず全面適用が現実には可能であるか等について十分検討する必要があると考えられ、また同法第八章を削除するか否かの問題は、同章の法的意義を含め別途検討すべき問題であると考えております。

二 当研究会は、中間報告の内容については今後更に多角的観点から慎重な検討が行われなければならないと考えております。労災保険基本問題懇談会及び労災保険審議会においては、上述の諸点を踏まえて労災補償制度の改善について検討を行っていただくことを希望いたします。

労働基準法研究会（災害補償関係）

座長 花見忠

## 労災保険審議会会長が 被災者団体とヒアリング

九月七日午前十時半より、労働省

特別会議室で、労災保険審議会公益

委員代表と被災労働者全国連をはじ

めとする被災者（団体）との話し合

いが行われた。審議会公益委員から

の出席は、萩沢清彦会長と渡邊健二

副会長、保原喜志夫委員が出席。被

災者側は、全国じん肺患者同盟、全

国脊髄損傷者連合会の代表をはじめ

全国から十五人が出席した。

大阪の総評東地域合同労組からも

現在療養中の組合員が出席し、意見

を述べたが、当日提出した文章が投

稿されたので掲載する。

### 「労働基準法研究会の中間報告に対して私の経験から申し上げること」

私は仕事で腰痛症に被災し、労災

保険の療養補償給付、休業補償給付

を受給しながら治療を続けているも

のです。労災保険法が改正される動

きがあると聞き、その元になると言

われる労働基準法研究会の中間報告

の内容について知る機会がありました

が、私自身の経験に当てはめてみ

ると、著しく現状にはそぐわないこ

とを感じました。今回、このように

改正内容の審議を行う責任ある立場

の方々によって、被災者の意見を聞

くという機会が設けられましたので、

私自身の経験をお話しし、少しでも

参考にしていただければと思います。

私は大阪府S市のある小さな工場

に勤めていました。昭和六一年十月

夜勤で作業中の午前六時ごろ、天井

グレーンの運転中、突然腰に激痛が

走り、立つこともできない状態にな

りました。そのまま車で整形外科病  
院に連れていってもらって入院し、  
治療を開始しました。

入院、治療を続けていた昭和六三

年始め頃、先生に「そろそろ退院す

る頃だ。」と言われ二月十日で通院

治療に切り換えました。そして四月

になるころ、また先生に「労災は四

月の末で打ち切ってほしい。」と言

われました。そのころは、まだ腰の

様子は芳しくなく、とても働きに行

くという状態ではなかったので、私

は「四月で現在の症状がぐっと良く

なるというのなら別だけれども、も

し今の状態がそれほど変わらないな

ら、四月末で打ち切るというのは困

る。」と治療の継続をお願いしまし

た。そうすると先生に「一、二月に

監督署が何回かあなたのことであち

に言ってきた。だからあなたの

気持ちはわかるが、うちとしてはこ

れ以上みることとはできない。そうい

うのなら自分で労基署へ言って直に

お願いしてきてほしい。」と言われ  
ました。

そして私は、一人で労働基準監督  
署に相談に行きました。労基署へ行  
くと二人の方に応対され事情を説明  
したところ、「たしかに病院の方には  
あなたのことでは何回かうかがい、  
先生に話をしている。しかし、それ  
を先生が打ち切りにするようにとい  
う威圧ととるか何ととるかはおわ  
からない。判断は、言わばあくまで医師  
の勝手であってうちでは書類がもの  
を言うということだ。先生にはもう  
四月で治療は終わると報告も頂いて  
いる。うちは専門家じゃないから言  
ってきてもらってもしょうがない。」  
と言われました。それでも、切羽詰  
まった思いにかられる私は、症状や  
生活の現状を説明しました。

・・・中略・・・

そうしたことをお話しすると、労  
基署の方は「極端な言い方をすれば、  
労基署は例えばあなたの勤めている

会社がつぶれようと、あなたが福祉  
にかかろうと関係ないということだ。  
だからなんともできない。」と答え  
られました。それに対して私は思わ  
ず「労基署は労働者の味方ではない  
のか」と言ったところ、「労働者は  
あなただけじゃない。」と答えられ  
ました。最終的には、なんとか梅雨  
の終わる七月頃までは労災でいくと  
いう結論を得たものの、ほとんど絶  
望感を感じながらかえってきました。

そして療養を続けましたが、七月  
にかかろうかという頃になってもな  
お腰の痛みが全面的に改善するとい  
うことがなく、「七月まで」という  
労基署との「約束」が重くのしか  
かってくることになり、現在所属し  
ている総評東地域合同労組を知り、  
薫にもすがる気持ちで相談に行きま  
した。相談の結果、転医して治療を  
受け現在に至っています。現在の診  
療所では、針灸治療などの治療をう  
け、以前に比べれば良くなりつつあ

ります。

このように私自身の経過を考えて  
みると、あの労働基準法研究会の中  
間報告は、どう考えても不思議に思  
います。仕事上の怪我や病気で治療  
している場合には補償が受けられる  
というのが労災保険法の趣旨だと思  
いますが、現実には私の場合のよう  
に、労基署が「そろそろどうか」と  
いうような圧力を先生に加え、働き  
ようもない症状なのに「もう終わり」  
というような言い方をしてきました。  
それが中間報告では、一年半で症状  
に関係なく休業補償は打ち切るとい  
う話です。あのとき絶望感をいだけ  
せた労基署の担当者の顔が、制度と  
してできるということですから、私  
にとって恐怖感さえ抱かせます。

・・・中略・・・

労災保険法の改正については、被  
災者を絶望の淵に立たせるといよう  
うなことなく、現状を充分配慮され  
た上でされるようお願い致します。

# アルコール依存症の病気の話 ④

アルコール依存症について——小川・渡辺診療所 渡辺 折口雄

アルコールと人間のつきあいには  
 ふるい歴史があります。アルコール  
 依存症にもながい歴史がありますが、  
 治療の対象として専門的にかんがえ  
 られたのは比較的最近のことのよう  
 です。

目安は

日本酒 三〜四合

誰でも酒をのみますが、たくさん  
 の酒を毎日のみつづけると、ある人  
 は次第にアルコールにたいする耐  
 性ができてきて、だんだん酒量がふ  
 えます。その目安は、日本酒にして  
 約三〜四合以上のようなのです。

アルコール依存症の黄信号は、の  
 んでいる間の記憶がうしなわれるこ  
 とです。つまり酩酊している間はち  
 ゃんと話をし、行動もしているので  
 周囲の人にとくに注意されることも  
 ないのに、翌日になるとどこで何を  
 していたのか、酩酊中のことをまっ  
 たくわすれてしまっているのです。  
 そして飲酒の量はますますふえてい  
 き、また大量にのむことをかくすよ  
 うになります。

つぎの段階にすすむと、飲酒のコ  
 ントロールができない状態になりま  
 す。つまり、もうこれ以上のめない  
 という状態になるまでのみつづける  
 ようになります。ここまできるとだ

んだん飲酒に関する自責の念がたか  
 まり、同時に飲酒を合理化するよう  
 な考えをかためていくようになりま  
 す。つまりあれこれの理由があつて  
 のんだのであり、身体にアルコール  
 にたいする依存ができたためではな  
 いと、自分にもまわりの人にも、い  
 いきかせるようになるわけです。

依存症によって

精神疾患も

こうした状態にある人がなにかの  
 事情で、急にアルコール摂取を中断  
 すると、（たとえば他の病気のため  
 に入院して急にアルコールから遠ざ

るさまざまな症状が出現することがあります。手がふるえたり、むかついたり、脈がはやくなったり、汗をかいたりし、精神的にもイライラして、不安になり、憂鬱な気分におちいり、ねむれなくなりです。

さらに、「譫妄」（せんもう）という特別な精神症状をしめすことがあります。譫妄状態では、幻視や妄想に支配され、おちつきがなく、たいへん興奮したりします。そして、あとになってこうした症状に支配された自分の行動を記憶していないのです。

「アルコール幻覚症」という状態もあります。これはなまなましい幻聴が中心で、しかもわりあい長期間つづくのでときに精神分裂病など他の精神病とまちがわれるような状態になります。

また長期大量の飲酒は痴呆をきたすこともあります。の縁をきることでであるとされています。

## 重くなれば いのちの危険も

一方、アルコール症は、精神症状だけではなく重篤な身体症状をとまいません。まず第一に肝臓がやられます。アルコールの持続的大量の摂取により肝臓がアルコールの解毒にいそがしくなり、脂肪の代謝がまにあわず、肝臓に脂肪がたまります。

これを「脂肪肝」といいます。この段階では大量摂取をやめればもとにもどります。しかしのみつづけると次には「アルコール性肝炎」の状態になり、さまざまな症状がでます。全身倦怠感、嘔吐、食欲低下、腹痛など。血液などを検査すると肝臓の機能が低下していることがわかります。さらにすすむと「肝硬変」という重い状態に発展します。肝臓がはれて肝細胞がやられてしまいます。肝硬変になると、昏睡や、食道に「自助グループ」の活動はこれまで

など、生命の危険が心配されます。その他アルコールに関連する病気としては胃炎、胃・十二指腸潰瘍、消化管の出血、糖尿病、脾炎、心臓病、脳卒中などがあります。

## アルコール依存症 は治る

さてアルコール症の治療はどのようにしてすすめられるでしょうか。一昔前の精神医療はアルコール症を特有の性格（精神病質）とむすびつけてかんがえ、また遺伝的な体質を仮定したりして、差別的にみていました。そのため他の精神科の病気が区別されやっかいもの視され、排除されることが多かったです。

しかし、現在ではアルコール症は「病気」であり、また治癒可能な病気であります。アルコール症の治療の重要な柱は「断酒」、つまり酒とめるのが一番確実でしょう。



す。「節酒」による治療はなかなか困難のようです。その理由は、第一に、アルコール症にともなう身体疾患の治療のためには断酒が必要です。第二に、断酒生活がある程度の期間持続することによってはじめて自分の飲酒というものを客観視できるからです。

アルコール症の治療のためには家族や職場などの環境の調整も必要でこれが再発予防のために大切です。また治療活動の実践的な柱として各種の断酒会活動があります。この

におおきな実績をあげています。

アルコール症の治療については、アルコール専門の治療経験にもとづいて、たとえば、アルコールからぬけていく過程でどのような時期にどのような再飲酒の機会があるかなどをふまえた治療計画がたてられます。

また、その過程での病院の利用のしかた、精神療法的目標、家族の役割、自助グループの意義などが検討されます。したがってアルコール症の治療を専門とする治療機関による総合的なプログラムによって治療をすす

治療をすすめるには、患者をとりまく人々の援助が必要です。まず、

家族の方ですが、治療を受ける段階ですでにたいへんな苦勞をかさねていて疲れている場合が多いので、充分な休息ののちに、あらためて一緒に治療に参加することが大切です。職場の仲間の支援もいります。また断酒の経験者など断酒仲間は治療上大切な友人になります。

(参考文献・・・「アルコール依存症」今道裕之(新阿武山クリニック)創造出版)

## 夏期カンパへの御協力、

どうもありがとうございました。

一九八九年度夏期カンパへのご協力に對しまして、心よりお礼申し上げます。九月末現在で、二、二三三、七三四円に達しました。このご厚意、ご支援を今後の安全センター活動への期待と激励と受け止め、更なる運動の前進を目指し頑張る所存です。今後ともどうかよろしく願ひ致します。



# がんばっています③

「命がだいじ、食べ物がだいじ」を合言葉に  
給食の安全と調理員の雇用をまもる

大阪地域合同労働組合 山紀分会 松下 憲二



①一九八七年厚生省は、病院基準求職の一部委託を許した。

②一九八八年厚生省は、承認の基準を（給食の）適時適温とした。

つまり、厚生省は、病院の給食は「（配膳時間が）早くて、まずくて冷たい」から、給食会社を入れていようように基準を緩和したというもの



調理室で働く山紀分会組合員のみなさん

である。いきおい、お許しをえた外食産業は、猛烈に病院に売り込みをかけ、結果多くの病院ではそろばん勘定よろしく、給食労働者の首をはじきました。

## 今、病院給食があぶない

「今病院給食があぶない」というとき、それはもちろん病院給食労働者の雇用の問題であるとともに、病院給食の質の問題であることは言をまたない。冷凍食品、添加物、化学調味料の多用が今日の外食産業を「躍進」させてきたことは疑問のよちがない。

その「毒性」こそ問題である。

「早くてまずくて冷たい」どころではないのである。ガンをはじめ成人病は増加の一方である。

## 私たちは給食の委託を許さない

私たち山本第一病院、第三病院でも、当局は給食の委託化に「必死」である。私たちは、給食労働者の雇用を守り、すくなくともその労働条件の前進を勝ちとってきた。患者給食と職員給食をまかっている。

当局は、私たち労働組合の反対に合って患者食の委託化ができないと見るや、この八月に管理会を抱き込み、一方的に職員食の外注化を強行しようとした。しかしこの試みも私

たち組合の力によって押し返すことができた。

無添加、手づくりをめざして

私たち総評大阪地域合同労働組合山紀分会は、本大会で「命が大事、食べ物が大事」を第一のスローガンとした。私たちの給食は、「添加物、化学調味料」をほとんど使用しない。冷凍食品も最低限におさえない。また、一般的な調味料さえ、減塩の関係などで制約された上で（みりんやさえアルコールの関係で使用しない）必要カロリーと栄養とのバランスのとれた、よりおいしい給食をつくるため、いろいろ工夫しながら、手づくりを心がけている。

私たちのやること、やりたいことはいっぱいある。無農薬の農産物を使いたい、ほんもののしょう油、お酢、お塩、さとうなど、できるだけ毒性のないものを使いたい。放射能

汚染も考えてゆかなければならない。

そしてまず合成洗剤をやめること。

私たちの職場は「命と健康を守る」職場なのだから。

最後に安全センターには、労災問題、補償問題などお世話になります。「針灸学習会に参加して、職場では、針まではいきませんが、昨年からストレッチ体操を始めています。私たちの元気の源です。

給食をめぐるって労使は、水面下でしれつな争いを繰り返しています。私たちは組合があるおかげでなんとかのいでいます。民間病院は圧倒的に未組織であるため、ご支援をよろしく願います。

	9/25	26	27	28	29	30	10/1
昼	かあ せんかつ	いなり 寿司	揚げ出し 豆腐	甘モロ 煮	くりんぼん 生煮	唐揚げ	照焼
	かぼちの サラダ	ゆかり うの花	旨煮	茹の トマト煮	湯じ	酢の物	和風 フレンチ
	フルーツ みそ豆	五目 うどん	くす 汁	みそ汁	りんご 汁	中華 スープ	みそ汁
夕	オムレツ あんかけ	魚の ホイル焼	鶏肉の みそ煮	レモン 焼	白栗と 厚揚げ 煮	洋風 卵とじ	ありみ 揚
	三杯酢	みぞれ 和え	辛子 和え	黒ごま 和え	りんご キャラ ムラダ	がま 煮	ひんげ りんご 蜜焼
	みそ汁			スープ	清汁	みそ汁	清汁



自慢の献立て（左は献立て表の例）

# 前線から

## 通院費問題

### 中央監督署、公式に謝罪

大阪中央

「処分再検討を上申」も確約

われわれは、この明らかかな不利益を軸に、通院費が療養に必要なものである以上支給は当然と主張してきた。

謝罪文を書くにいたった。通院費の請求自体は、局の審査官に処分不服審査を申し立てることとなり、これについても監督署の意見として、（不支給）処分について再検討するよう上申すると回答した。

全金協和精工支部と安全センターは、支部組合員山中氏の頸肩腕障害の療養に要する通院費

れば足りるとの基準局の一般的見解を繰り返し、もつと近くに医療機関があるからと、通達を盾に支給に否定的な見解に固執してきた。実際には山中氏は松浦診療所でいわゆる整形外科的治療の他に運動療法や針灸治療を受けており、近くに針灸治療も受けられる医療機関はないのが実態である。

監督署は、六月二八日に一方的に不支給処分を行い、八月二四日の交渉の席においても、事前折衝での確認を反故にするなど、被災労働者無視の姿勢を取り続けてきた。

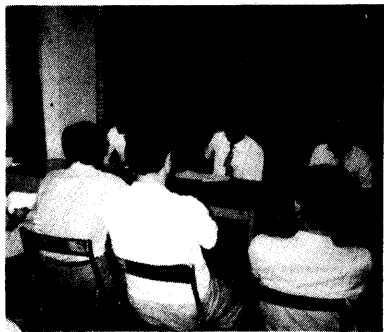
これに対し当該支部をはじめとして東成・生野ブロック、全金地本、さらに安全センターが抗議を申し入れ、この間の経過について明確な謝罪を行わないかぎり、抗議行動も辞さない、強く申し入れた。結果、監督署は、対応の不備を認め

の労災保険支給を求めて、四月から中央監督署と交渉を重ねてきた。

山中氏は、頸肩腕障害の治療のために自宅から十キロ以上の距離にある松浦診療所に通院していた。監督署は、頸肩腕障害の治療には整形外科と理学診療があ

なければならない。わ

強く申し入れた。結果、監督署は、対応の不備を認め



代理署長水速の臨む交渉

## 西大阪

# 有害ガス

による

# のどの炎症

## 会社の労災かくし追及

矢野さんは、昨年十月中山製鋼に入社、親会社の中山製鋼で食堂の調理員として働き出した。当時同製鋼では、工場改修工事のためナフタリンなどの有害ガスが発生していた。作業員はマスクを装着して作業に従事していたが、矢野さんは一切それについて知らされず、作業所内を行き来する際もマスクを一切使用しなかった。換気が悪いため、有害ガスは食堂内にも入り込み、矢野さんは常時有害ガスに曝露されていた。そ

のため働き出して間もなく喉の痛みを覚え病院に通院、休業せざるをえなくなった。中山製鋼はこれまで社内で災害を起こしており、労

災申請によって監督署に矢野さんの件を知られることをいやがり、健康保険で治療を受けるよう指示してきた。典型的な労災かくしである。

症状がある程度改善した段階で矢野さんは、今年一月十七日から同製鋼に出社し始めたが、一月二〇日に通勤途上で交通事故に遭った。通勤災害として手続き

を取ってほしいという矢野さんの要求に対して会社は手続きを拒否するだけでなく、「休業が続くようでは困る」と退職の名目で解雇を強要した。

相談を受けたユニオンひごろは安全センターと共に九月二六日、慰謝料などの要求書を提出した。会社の責任を明確にしていこう考えである。

## 全港湾大阪支部安全衛生委

## 南大阪

# 安全学習会を連続開催

# モデル安全職場 実現へ

全港湾大阪支部安全衛生

委員会は、職場活動家を対

象とした安全衛生対策に関

する学習会を開いている。

この学習会は、実際に港湾

荷役作業の現場等で日常的

に安全対策に奮闘している活動家が、改めて安全衛生に関する法律的側面、現在の様々な職場で行われている安全対策の現状について学習することを目的としたもので、週に一回連続六週で行うことにしている。

同委員会では、定期的に各職場の安全パトロールを

行いチェックしているが、必ずしも基本通りの対策が成し得ないという厳しい現状も散見されることから、そうした現状を踏まえた上で、どのような安全対策を実施するか検討すべき段階

と言ってよい。学習会の討論の中でも、モデル職作り、安全対策を全面的にチェックするような取り組みも可能ではないかとの声も出ている。今後の活躍が期待される。

## 運輸労働者の労災休業補償

### 大阪 東 「会社が 平均賃金を不当算定」 全港湾大阪支部御船分会

運輸会社に勤めるEさんは、組合攻撃の不当な配転のため新たな業務につくことをよぎなくされ、給与が大幅に減額した。そこへ、新たな業務を原因とする臍鞘炎に被災し、休業補償を請求したところ、会社側は

歩合制の計算方法をとっている給与総額を、諸手当に交換した平均賃金計算を労基署に提出したため、そのままでは配置転換前にくらべ著しく低額の休業補償給付しか受け取れないようになってしまった。

Eさんの勤める御船運輸株式会社は、大手運輸会社の下請けで、今年になってEさんなど数人の労働者が労働条件の改善をめざして、全港湾大阪支部御船運輸分会を結成した。以降、極めてずさんな給与体系をめぐって、地労委を含め会社側と交渉を行ってきた。

御船運輸株式会社は、東京・大阪間の夜間運送をはじめとした宅配便の長距離輸送を行っているが、給与は極めて明白な歩合給制をとっているが、毎月労働者に渡される給与明細には数項目の諸手当などに振り分けるというやり方をとっている。しかも、歩合が累進する方法もとっているため、労働者は十分な給与を得るためには、ほとんど自

宅で寝ることはないようなスケジュールを強制されることになる。

こうした状況でEさんは六月に配置転換を受け、近距離輸送の業務を行うことになった。ところが、歩合制の賃金計算方式になっていないため、仕事のない日は、自宅に待機するように命じられ、その日には賃金がまったくつかないという状態になっていたという訳である。

この件に関して、全港湾大阪支部は、管轄の東大阪労基署に対して、監督指導など善処することを申し入れた。

# 自動者運転手の労災補償

## 大阪

### 会社が低額回答で責任のがらみ

#### ユニオンひびろ 団交申入れ

自動車の荷台から転落、腰部を打撲し、それをもとに労災になったのに、会社から退職を強要された自動者運転手のTさんが損害賠償を求めていた件で会社は、八月二九日付けで総額約三八万を支払うとの最終回答を送り付けてきた。

ユニオンひびろは、会社側が、労災治療のために休業が必要であるにもかかわらず、仕事が忙しいことを理由に再三出社するように催促し、事実上休業を行わせないかったことに対する責任

を明確にし、謝罪を始めとする慰謝料の請求を行って

きた。しかし会社側は、弁護士を解任して、別の弁護士を新たに立てて交渉を振出しにもどすようなことをやっていたのけ、あくまでも自らの責任を否認しようとしてやっきになっている。

今回の会社の最終回答を受けてユニオンひびろと

安全センターは、九月二六

日会社に抗議文を突きつけ、団交の開催を要求した。社長が不誠実な低額回答を繰り返す限り、今後一層断固たる態度で臨まなくてはならないだろう。

の課題であろう。

終了式には松浦診療所の松浦所長が出席、先頃棚上げとなった労災保険法改悪問題や振動病打ち切り問題に言及しつつ、「技術主義におちいることなく針灸を通していのちと健康を守る運動に取り組んで下さい」と祝辞を述べた。

一〇月八日には、焼肉パーティーを開いて参加者の親睦をはかる予定である。

## 大阪

# 十五期針灸学習会終了

## 二〇名が「完走」



九月二九日第一五期針灸学習会が終了した。

今年の参加者は二六名。

そのうち終了者は二〇名であった。例年に比べて終了者は幾分少なかったものの、

和気あいあいの中で、おしなべて熱心に針灸に取り組んでいたといえるだろう。

ただ、今年も開始時間がずれ込み、実技の時間が短くなってしまったことは今後

# 労災上積み補償を

## 考へる

③

### 一 上積み補償協定の条文検討

#### (2) 適用範囲

労働者のこうむる災害のどこまでを上積み補償制度の対象とするかについては、各協定によって様々である。もっとも多いのは「災害が業務上災害または通勤災害か否かは、行政官庁の認定による」あるいは「所轄労働基準監督署長の認定に従うものとする」と規定するタイプである。さらにもっと明白に「労働者災害補償保険法による給付を受ける場合の付加給付について定める」と前提を置く例もある。たしかに、一番簡単ではあるが、たとえば労災補償請求

はしたが、業務外の決定が出された場合など問題が生じてくる。特に労働省の狭い労災認定基準の枠には入らないが、業務との関連性が認められるなどという場合に問題が生じてくることになる。

そうした場合を考えて項目をあげて規定している場合がある。

「会社は、労災保険法に定める業務災害及び通勤災害の他、次に定める災害を準業務災害・準通勤災害として、本章に定める補償を行う。

(1) 転勤赴任途上の災害

(2) 寮・住宅の防災活動による災害

(3) 業務上の出張、外出、研修計画に基づく社外派遣中に発生した災害」

というような規定の仕方や、地方自治体のケースでは「保母の頸肩腕障

害」「清掃作業員の腰痛症」など、特定の職種と疾病をあげ、補償の対象としている。

また、労使同数の認定委員会を設け、独自に検討、判断することにし、そこで業務と関連を認めた場合には、労基署で業務外の決定が下された場合でも業務上扱いの補償をおこなうことにしている例もある。しかし、

この場合には委員会の判断の基準をどこに置くかが問題で、この点を明確にしておく必要があるだろう。

さらに、「災害の原因、事情等についてとくに補償が必要と認めたときには、労使協議のうえ補償を行うことがある。」というように、とくに具体的なものはしめさず、労使協議による決定の道を開いておく例も見受けられる。



労基署まかせの認定でなく

### 独自の判断で認定を

合化労連の協約モデル試案では、一歩進み、「保険給付不支給の処分をうけた場合で、なお疑義のあるものについては、反証なきは業務上を原則として労使協議して、会社は上積みその他を行うことができる」と、「反証なきは業務上」という原則も定めている。

それをさらにもう一歩進め、はじめから補償の対象としての条件を業務との「関連」だけに求めたのが、全国金属労組の労災補償協定基準案である。

「労働者の負傷、疾病、死亡が、この協定の補償の対象になる労災職業病であるかどうかは、会社の業務との関連性がないことの明らかな証明のないかぎり、この協定の補償の対象とする。疑義のある場合、被災労働者とその家族、または遺族を救済する立場で、労使協議し決定する。」

つまり、この規定方法では、「仕事引き金になって発症した」とかいうように業務との関連が認められれば直ちに補償の対象となることになる。また、判断の困難な場合には労使協議によって決定することが明確にされている。

### 通勤災害も業務災害と

#### 同様の扱いを

通勤災害については、業務災害と異なり、事業主の支配・管理下にないことから、労基法上も休業中の解雇制限がないなどというようになってはいるが、上積み補償についても別扱い、あるいは対象外としているケースも多い。しかし、通勤なくして労働なしということから通勤災害保護制度ができた経過や、実質の労災補償が業務災害と変わらないこと

から見て、差別することなく上積み補償の対象とするのが常識的としてよいのではないだろうか。

### 必要な

#### 「労使協議の上決定」の項目

以上のように見てみると、適用範囲については、全金の基準案のように「業務との関連性のないことの明らかな証明のないかぎり」とする定め方が最も妥当であるが、それが無理な場合でも、労使協議による決定の道を明確なものとして確保しておくことが必要である。実際、いざ労災発生となった際に、思いもかけなかった事例、被災者の不利益というのがあるもので、この面での柔軟な対応は重要である。

## 会社が 労災申請手続きを

### 拒否したら……

\*\*\*\*\*

「仕事中にボール盤で指を切り

三針を縫うケガをし、三週間ほど

休みました。今も通院中です。と

ころが社長は、「うちのようにな

さいところは労災保険に入ってい

ない。すまんが健康保険でいって

くれ。それにそのケガは、あなた

の不注意だからもともと労災じゃ

ない。」と言われ困っています。

どうすればいいのでしょうか。

\*\*\*\*\*

「不注意は労災ではない」などは

全くの論外。「不注意かどうか」と

「労災適用」は関係ありません。結

論から言うと、あなたのケガはまち

がいなくの労災ですし、労災保険の

支給の対象になります。

でも気になるのは、「労災保険に

入っていない」ということです。

労災保険は、会社が義務として保

険料を全額負担しこれを国に納め、

国が運営する（管掌する）保険で

労災かどうかを決め、被災者に保

給付を行うのは国なのです。

こうした保険関係は、ごく一部の

事業を除いて、人を雇うと同時に

「自動的」に成立します。

従って、会社が国に保険料納入を

さぼっていても、それとは関係なし

に保険関係は成立し、事故が起これ

ば、問題もなく労働者には保険金の

給付（医療費、休業補償など）が行

われます。「うちは労災保険に入っ

ていない（から労災保険は適用され  
ない）」というのはありません。

似た話として、会社が「パート  
（アルバイト、見習）だから労災を

かけていない」と言っている場合  
はない場合があります。アルバイト

など労働者の「種類」に関係なく  
労働者であれば、労災保険は適用さ

れます。パートであっても、ケガを  
すればすぐに労災申請の手続きをと

るよう要求しましょう。

具体的には、休業補償や療養補償  
の用紙に必要事項を記入して労基署

に出すこととなります。申請は本人  
が行うことになっていますが、会社

は当然協力しなければなりません。  
会社の総務課などの担当者が手続き

を代行することも多いようです。

あなたの場合、ひょっとしたら社  
長が会社の証明欄に証明するのを拒  
否するかもしれませんが、そんな場  
合でも労基署は申請を受理しますの  
で、心配はいりません、念のため。

# 八月の新聞記事から

八・二 工場建築現場でコンクリート製の外壁材五枚をクレーンで吊り上げ作業中、三枚が落下作業員一人が死亡(大阪)

八・三 花火大会会場の台船上で、残っていた花火約三五〇発に引火し爆発。二人死亡、七人が重傷(横浜)

八・五 ビル建築現場で、作業員二人の乗ったリフトが五階部分から突然急降下、地下二階の床に激突し二人とも死亡(東京)

市立保育所で働いていた当時、過労性腰痛症などと診断された元保母が、公務外として治療費の支払いを拒否した基金支部を訴えていた訴訟で、浦和地裁は「公務に起因する」と判断、基金支部に処分取り消しを命じた

八・六 木製作業用ブランコに乗りビル四階の窓をふいていた清掃会社従業員が転落三週間のケガ(大阪)

八・一二 市道建設工事現場で、脱輪したフォークリフトが横倒しになり、運転していた作業員が下敷きになり死亡(大阪)

甲子園球場の作業室で「カチ割り」氷を作っていたアルバイトの高校一年生が、氷砕機に右手首をはさまれ、三週間のけが(西宮)

八・一五 九州自動車道で、交通事故の現場検証をしていた交通警察隊の警官らにトラックが突っ込み、一人即死六人が重傷(福岡)

八・一八 吉野ヶ里遺跡で発掘作業中の教育委員会職員が、落雷に打たれて即死(佐賀)

八・二二 市道で、トラックをバックで誘導中の運転助手が、トラックと電柱にはさまれ内臓破裂で死亡(八尾)

八・二三 阿倍野労基署は、観光ビザで入国の韓国人労働者が、ビル建設現場で転落、重傷を負った事故で、雇用主の建築物解体業主を大阪地検に書類送検したが、関西では初めて(大阪)

八・二六 公務中の事故で失明したのを苦に自殺した佐世保市清掃職員の遺族が自殺を公務災害と認めるよう申し立てていた審査請求で、地方公務員基金支部審査会は、公務員災害認定の逆転判決を下した(佐世保)

八・三〇 児童相談所のケースワーカーが、頸肩腕症候群になったのに公務災害と認めないのは不当として、基金兵庫支部を相手に処分取り消しを求めていた訴訟で、大阪高裁は一審判決を取り消し、公務外の逆転判決

## 関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

## 古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441 2階 此花労働者センター

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28